

会 議 録

1 会議の名称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 2年 8月26日(水) 午前 9時30分 開会 午前11時 9分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	大山 学 田中志摩子 長嶋 一樹
	安藤 玄一 山田 昌紀 八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (8人)	副市長(宍戸 晴一)
	下水道担当部長(石塚 俊彦)
	土木部参事(兼)下水道整備課長(芦川 友広)
	下水道経営課長(石井 啓治)
	下水道経営課主幹(兼)係長(平井 淳一)
	下水道整備課主幹(兼)係長(高梨 和美)
	下水道整備課下水道施設担当課長(兼)係長(杉崎 友則)
下水道整備課下水道施設担当主幹(兼)係長(山本 敦之)	
7 傍 聴 者	3人
8 事 務 局	参事(兼)次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第35号 令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について

結 果 認 定

午前9時30分 開会

○委員長【大山学議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○副市長【穴戸晴一】 おはようございます。本産業建設常任委員会では、公共下水道事業会計について、令和元年度決算を御審査いただきます。

下水道事業は、平成31年4月に公営企業会計を適用し、公営企業会計といたしましては、今回が初めての決算となります。決算全体の評価、あるいは収入、支出の状況につきましては、先般の議案審議におきまして総括的にお答えさせていただいておりますが、細部までお答えすることができなかつた点もあろうかと存じます。本日は、具体的な事務事業を含めまして、細部にわたります御審査をいただきますようお願い申し上げます。今後とも、下水道事業を将来にわたり安定的に継続するため、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組んでいく所存でございます。本常任委員会の皆様方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【大山学議員】 それでは、「議案第35号、令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

本案につきましては、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、委員の方には質疑のページと、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。なお、本日は令和元年度決算審査となりますので、審査外の質疑は行わないこと、また、答弁者は質疑項目を繰り返すことなく、答弁のみの発言とするようお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、まず、3点質問させていただきます。

1点目、決算書10ページの損益計算書の5特別利益中(2)その他特別利益が4039万7100円計上されておりますが、その内容についてお聞きします。また、特別利益は来年度以降も見込みがあるのか、お聞きいたします。

2点目、決算書12ページから13ページの剰余金計算書について、利益剰余金中、未処分利益剰余金1億4723万8000円を繰越しするとございますが、減債積立金などに積み立てることなどは考えていないのか、お聞きいたします。

3点目、決算書18ページの注記において、不納欠損額が437万8346円となっております。その内訳、また、例年と比較してどのような状況か、お聞きいたします。

まず3点、お願いします。

○下水道経営課長【石井啓治】　まず1点目の、その他特別利益についてお答えします。その他特別利益の内容は、課税期間が平成26年度から平成28年度、平成29年度の一部及び平成30年度の消費税及び地方消費税に係る還付金及び還付加算金になります。消費税計算における課税収入の適用利率の考え方について、税務署と協議を重ねた結果、消費税額の縮減が図られたもので、過年度の還付に対するものであるため、今後は見込めるものではありません。

2点目の未処分利益剰余金の減債積立への積立てについてお答えします。当年度純利益は1億4723万8000円となりましたが、実質的にこの額には、事故繰越した事業の財源となる9090万円が含まれているため、これが令和2年度の損益における減収要因となります。このため、今年度の未処分利益剰余金を全額繰越しし、翌年度の損失に備える形を取っています。また、今年度につきましては、公営企業会計を適用して、間もないこともあり、当面の間は減債積立等への積立ては行わず、繰越利益剰余金として留保していく予定です。

続きまして、3点目の不納欠損額についてお答えします。全額が下水道使用料に係る不納欠損で、内容としては時効によるものが87万3229円、倒産や破産による法的整理を伴った執行停止によるものが350万5117円となります。平成30年度における不納欠損額は68万1875円で、全額が時効によるものでした。時効による不納欠損は、時効を迎える年度により金額の多寡もありますが、執行停止によるものは、市税等の滞納処分状況を確認し、滞納処分することができる財産がないとして執行停止を行い、債権を即時消滅させています。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】　ありがとうございました。

あと2点お伺いいたします。今度は決算書ではなくて、先日勉強会でお配りいただいた資料から質問します。款別決算状況の営業費用中の終末処理場維持管理費で、不用額が2611万212円となっておりますが、この不用額の主な要因についてお尋ねいたします。

もう1点。繰入金は、企業会計を適用したことにより、負担金、補助金、出資金に区分されましたけれども、それぞれの用途についてお聞きいたします。

2点お願いいたします。

○下水道整備課下水道施設担当課長【杉崎友則】　不用額につきましては、下水道施設担当から答弁いたします。

不用額の主な要因は、動力費約1250万円と委託料約1190万円となります。動力費につきましては、終末処理場の電気料金で、電気料金単価の燃料調整費が変動制であり、想定より下回ったためによるものです。次に、委託料に関しましては、脱水汚泥の処分費で、処分量が想定より下回ったことによるものです。

以上です。

○下水道経営課長【石井啓治】 繰入金についてお答えします。地方公営企業法では、公営企業に対して、目的に応じた区別により、一般会計から負担金、出資金、補助金として繰り入れることとなっています。負担金は、雨水処理施設の減価償却費、雨水処理維持管理費などの経費に充当される基準内繰入金です。出資金は、起債の元金償還に充当する費用で、雨水元金償還金などの基準内繰入金のほか、基準外繰入金が含まれます。補助金は、主として分流式経費、不明水処理費など、基準内繰入金のほか、下水道使用料減免補填分の基準外繰入金が含まれます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、4点になっちゃいますけれども、まず、去年、ストックマネジメント計画を作成されております。それで、当然もう下水道を始めてから50年たっておりますので、下水道のストックマネジメント計画の下、実施されております下水道長寿命化対策事業の令和元年度の進捗状況についてお伺いします。

次に、3点ほどお聞きしますけれども、私も公営企業会計、初めて決算に臨んでおりますので、言葉がいまいち分からないんですよ。この間も勉強会でお話があったんですけども、ちょっと確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、42ページの有形固定資産明細書の、土地、建物、構築物無形固定資産明細書の、地上権、施設利用権等、これの内容をお願いいたします。

それと、44ページ、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債、公営企業会計適用債、これの内容について、よろしく願いいたします。

それと、46ページ、消費税法第60条第4項に規定する資産の譲渡等の対価以外の収入の金額及びその用途別内訳ということになっていますけれども、その収入科目の内容と消費税についてお聞きします。

○土木部参事【芦川友広】 スtockマネジメント計画について御説明させていただきます。平成30年度にストックマネジメント計画を作成し、令和元年度より5か年の計画で長寿命化を行っております。これは、供用開始から40年以上経過した6地区、高森2～5丁目地区、石田南地区、石田北地区、下落合地区、東富岡地区、鈴川地区について、管の更生及び入替え工事を行うことになっております。令和元年度につきましては、高森1～5丁目地区及び東富岡地区の管更生を行いました。今後の予定としては、令和2年度に6地区の管更生を終了し、令和3年度から令和5年度において6地区の管の布設替えを行う予定です。今後、長寿命化計画については、40年以上経過する地区がまた増えますので、その部分については令和5年度に作成し、令和6年度から令和10年度について5年間で計画を行うこととしております。

以上です。

○下水道経営課長【石井啓治】 固定資産の内容についてお答えします。

まず、有形固定資産のそれぞれの主なものについては、建物は処理場建物やポ

ンプ場用建物で、構築物については管渠になります。機械及び装置は処理場やポンプ場の電気機械設備で、工具器具及び備品は、水質規制の計測機器となります。無形固定資産につきましては、地上権については、雨水管や污水管を民地内に設置し、地上権を設定したときの支出した金額になります。施設利用権につきましては、流域下水道の建設費負担金の金額となっております。電話加入権につきましては、電話を加入したときの加入権ということになっております。

続きまして、事業債の内容についてお答えします。公共下水道事業債は、単独公共下水道事業に係る企業債で、流域下水道事業債は、流域関連下水道事業に係る企業債です。資本費平準化債は、償還年数と耐用年数の相違による不足額を調整するための企業債になり、公営企業会計適用債は、公営企業へ移行に係る費用の企業債となります。

続きまして、46ページ、収入科目の内容と消費税についてお答えします。46ページの表は、一般会計からの繰入金の不課税扱いとなる収入のうち、使途別に分けたものです。雨水処理負担金とは、一般会計から繰り入れた雨水処理に係る負担金、受託事業収益とは、秦野市維持管理費負担金の人件費分、他会計補助金（3条）は、収益的支出のために、一般会計から繰り入れた補助金、その他雑収益は、秦野市元利償還金の負担金、企業債は、下水道事業債等の借入れ、他会計出資金は、一般会計から繰り入れた出資金、他会計補助金（4条）は、資本的支出のために、一般会計から繰り入れた補助金、国庫補助金（4条）は、社会資本整備総合交付金、負担金等は、受益者負担金と秦野市建設費負担金の人件費分となります。この表は、消費税計算の際、不課税扱いとなる収入の使途を明確とするための基礎資料となります。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、今度、工事費等についてお聞きしていきたいと思いますが、まず、50ページと51ページの終末処理場整備事業費の詳しい内容をよろしくお願いします。

それと、31ページと32ページの主要第2幹線ネットワーク整備工事の内容、続いて、同じく31ページ、32ページの公共下水道事業、雨水管渠、污水管渠の整備状況についてお願いいたします。

○下水道整備課下水道施設担当課長【杉崎友則】 終末処理場整備事業費につきましては、下水道施設担当から答弁いたします。

終末処理場整備事業費について、処理場に流入する汚水の無機物及び粗浮遊物を除去するための除じん設備及び沈砂池ポンプ棟から水処理施設までを揚水する主ポンプ設備について、流入汚水の増加に伴い、除じん機1台とポンプ1台の増設工事を行いました。

以上です。

○土木部参事【芦川友広】 主要幹線ネットワークについて御説明させていただきます。東大竹ポンプ場から竹園小学校北側までの既存の圧送管を埋設しており、この圧送管が地震により破損し、機能できない場合、通常の下水道管と違い、

機能回復には相当の時間を要し、その影響は甚大となることから、地震対策事業として、別ルートに新たに圧送管を整備し、2系統のルートをネットワーク化することによりリスクの軽減を図ることとしています。整備の内容としては、東大竹ポンプ場から千津バス停付近までの全長1485mで、平成29年度から整備を行い、令和元年度については約645mの整備を行いました。これにより1113mが完成し、今年度で残りの約372mの整備を行うことで、ネットワーク化が完成する予定であります。

続きまして、雨水管渠及び污水管渠の整備状況について御説明させていただきます。雨水管渠については、具体的には2か所ございます。これについては、雨水渋田川第1-1幹線、転落防止柵整備工事を行っております。これは、ネットフェンスの整備を12m程度行っております。もう1つ、雨水渋田川第2排水区附帯工事については、水路の天端の部分が低いため、その部分のかさ上げを13m程度行っております。これが雨水管渠の整備でございます。

続きまして、污水管渠についてです。未普及対策、地震対策、長寿命化対策を主に整備を行うこととしています。長寿命化対策については、先ほど御説明させていただきました。地震対策については、先ほどのネットワーク整備と、成瀬地区において小田急線の旧8号踏切から向上高校までの污水24-5幹線が農道に布設されているため、軟弱地盤により耐震機能を有していないことから、別ルートで市道59号線内に整備を計画し、平成29年度から整備を行い、令和元年度に污水第26の幹線工事を完了しました。その後、既存の旧26の幹線の管の空洞化部分の間締め工事を閉塞工事として行いました。続いて、未普及対策として、市役所西側から峰岸団地までの地区について、公共下水道事業第2工区から第3工区までの7工事を実施しました。その他、下糟屋の道灌橋下流、渋田川の北側の地区において、公共下水道事業第1工区の工事を行いました。また、東部第二土地区画整理事業における下水道管の下流部、2級河川歌川の横断に埋設を行うことにより河川の保護のために工事を行うことになり、区画整理事業組合に委託を行いました。以上が、污水管の状況です。

○委員【長嶋一樹議員】 実は20日の本会議でも質疑があったんですけども、意見書から聞いていきたいと思えます。10ページ、営業収支比率は100%以上を目指されていると思うんですけど、46.4%と低い、これに対する評価を聞きたいと思えます。

それと、同じ10ページ、使用料単価が139.8%、汚水処理原価が152.6%、経費回収率が91.6%なんですけれども、その数字についてのどのように評価されているか、お伺いたします。

○下水道経営課長【石井啓治】 1点目の営業収支比率についてお答えします。営業収支比率は、経営活動の収益でどれだけ営業活動の費用を賄えたかを示す比率で、100%以上であるとよいとされています。公営企業においては、減価償却費が営業費用に含まれている一方、それに対応する収益の長期前受金戻入は営業外収益に含まれています。長期前受金戻入を加味して営業収支比率を算出する

と94.9%となり、100%に近い比率となります。このため、実質的には、100%に届かないものの、それに近い数値であることから、下水道経営に問題はないと判断しています。

2点目の使用料単価等についてお答えします。使用料単価は、有収水量1m<sup>3</sup>当たりの使用料を、汚水処理原価は、有収水量1m<sup>3</sup>当たりの汚水処理費を示すものです。経費回収率は91.6%となっており、使用料収入で汚水処理費が賄えていない状況ではありますが、多量排水者などの使用料収入の高い企業に下水道を使用していただくことで、経費回収率が上昇いたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 それでは、まず、決算書33ページをお願いします。一時借入金が7億5000万円と高額だと思うんですが、いつ借入れをして、いつ返済したのか。また、7億5000万円借りて、勉強会資料の款別決算状況の営業外費用、一時借入金利息6423円というのは極端に低いと思うんですが、どこから借りたのか、お聞きいたします。

○下水道経営課長【石井啓治】 令和元年12月20日から令和2年3月26日の期間で1億円、令和2年2月27日から3月26日の期間で4億5000万円、令和2年3月24日から3月26日の期間で2億円を借り入れ、合計で7億5000万円の一時借入れを行いました。3月26日に全て完済しています。借入利率が低い理由は、銀行からの借入れではなく、財政調整基金からの借入れにより、定期預金利率の0.01%で借入れができたことによるものです。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 了解いたしました。

続いて、決算書42ページです。有形固定資産明細書を見ると、各固定資産の年度当初現在高に対し減価償却累計額の割合を比較すると、建物は4.4%、構築物は3.5%。これに対し機械及び装置は16.1%と減価償却割合が非常に大きいと思いますが、これについてお聞きいたします。

○下水道経営課長【石井啓治】 資産の種類で、建物の主なものは処理場用建物やポンプ場用建物で、構築物の主なものは管渠になります。ともに耐用年数が50年です。一方、機械及び装置の主なものは、処理場やポンプ場の電気機械設備で、耐用年数がおおむね10年から15年のものが中心となっています。耐用年数が短いことにより、1年当たりの減価償却費が大きくなることから、機械及び装置の減価償却割合は、建物や構築物よりも高くなっている状況です。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 ありがとうございます。

今の御回答で、減価償却年数による違いであることは理解しましたが、それでは、平成31年3月末までに固定資産の種類ごとの取得額は幾らであったのかを再度お聞きします。

○下水道経営課長【石井啓治】 土地が23億円、建物が38億円、構築物が624億円、機械及び装置が151億円、工具器具及び備品が2000万円で、

有形固定資産の合計が837億円です。法適用の際には、この取得額からそれぞれの耐用年数に応じて減価償却された金額で計上しています。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 了解いたしました。

続いて、勉強会資料の款別決算状況の営業外収益の中に消費税及び地方消費税還付金3687万8324円となっておりますが、令和元年度事業について特別に還付が受けられたものか、あるいは今後も事業運営上、還付が受けられるものなのか、お聞きいたします。

○下水道経営課長【石井啓治】 還付金の3687万8324円は、令和元年度通年での消費税計算を行った結果、還付となる見込みの金額です。このため、毎年度、通年で消費税計算を行った結果により納税となるか還付となるかが決まり、年度ごとに結果が異なります。大ざっぱに申し上げますと、資本的支出で工事費が10億円程度であると消費税は還付されることになると思われれます。

以上です。

○下水道担当部長【石塚俊彦】 ただいまの中で、工事費を10億円としましたが、15億円の間違いです。訂正させていただきます。

○委員【安藤玄一議員】 最後の質問です。決算書の10ページ、損益計算書で、当期純利益1億4700万円出ているんですけども、この中には繰越しした9090万円の財源が入っているとのことで、未処分利益剰余金としているんですけども、令和2年度の純利益は当初予算ベースでどうなるのか、お聞きいたします。

○下水道経営課長【石井啓治】 事故繰越額9090万円は、令和2年度の当初予算に計上はなく、営業費用としては必要な額であることから減収要因となります。令和2年度も、当初予算ベースでは1806万5000円の当年度純利益ですが、事故繰越額9090万円から消費税を除いた額を引くと、6457万1000円が当年度の純損益となることとなります。このため、令和元年度未処分利益剰余金を全額繰越しし、令和2年度の損失に備える形を取っています。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 何点かありましたけれども、他委員の細かな質問で理解いたしましたので、1点か2点に絞って質問させていただきます。

トータルなことですが、決算書の10ページ、下水道事業の営業収益の主たる下水道使用料、これは、前からも言われています。営業費用が賄えない、営業収支比率が46.4、先ほどの質問に回答がありました。終末処理場維持管理費が6億1297万9788円、今、問題になった減価償却費18億4140万7294円が原因だと思われているのは指摘されている。しかし、そうすると、これから人口減、節水型住宅となると、使用料を見込むアップ率は上限が出てくるのか。御回答をお願いします。

○下水道経営課長【石井啓治】 使用料の算定は、長期にわたって期間を設定することは予測の確実性を失うこととなるので、改正は4年ごととしています。

今後、一般家庭の汚水量については、人口減少や節水傾向にあることから、下水道使用料の大幅な増収は見込めませんが、東部第二地区の企業立地により多量排水事業者の汚水量の増加が見込まれることから増収を見込んでいます。使用料の改正に当たっては、経費回収率や社会情勢などを見極めた上で慎重に判断することとしています。なお、総務省から、使用料の適正化を図るためとして、1 m<sup>3</sup>当たり150円が望ましいとされています。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 ありがとうございます。

確認させていただきます。本市の現在の使用料、1 m<sup>3</sup>どのぐらいなのか、確認をお願いします。

○下水道担当部長【石塚俊彦】 先ほどもありましたが、意見書の10ページ、使用料単価というものがあまして、平均使用料単価は139.8円になっております。（「了解」の声あり）

○委員【田中志摩子議員】 それでは、何点か質問させていただきます。

令和元年度は、施設利用率75.2%、有収率70.7%と、いずれも平成29年度から減少傾向になっております。その要因は不明水にあり、一般財源からの繰入金により処理され、下水道使用料への影響が大きくなることが懸念されておりますが、不明水の原因究明と対策についてのお考えを伺います。

それから、勉強会資料で、地震対策事業（東大竹）を行っておりますが、本市の地震対策化率や課題等について伺います。

まず2点。

○下水道経営課長【石井啓治】 不明水の原因究明と対策についてお答えします。不明水の原因としましては、雨天時や地下水によるもので、管路の老朽化により、コンクリート管等の破損した箇所や、継ぎ手の目開き箇所から浸入しています。また、雨天時には、マンホールの蓋穴や、雨水管の誤接続による雨水が浸入し、不明水の原因となっています。対策としては、ストックマネジメント計画で行ったカメラ調査等により、本管や取付管の破損状態から地下水の浸入状況の確認をしています。破損状況により管路の更生工事や布設替え工事を行い、長寿命化を図ることで、破損した管路からの不明水の浸入対策につながると考えております。雨水管の誤接続については、新規に下水道に接続する宅地への指導を徹底し、誤接続を増やさない取組を行ってまいります。現在、誤接続が確認された大規模施設に対しては、多量の雨水が污水管へ流入しているため、改善するように指導を行っているところです。

以上です。

○土木部参事【芦川友広】 下水道対策事業について御説明させていただきます。地震対策事業については、中期戦略事業プランの目標値として、防災、医療拠点の流下機能の確保率、令和元年度で81%を目標としています。実績としては約85%となっております。今後、東大竹地区の主要第2幹線ネットワーク化と幹線、管渠の耐震化、避難所のマンホールトイレについての整備を行う予定で

す。今後の課題としては、現在、伊勢原市下水道総合地震対策計画に基づき補助金を活用しておりますが、令和3年度に計画が終了となります。令和3年度以降についても、この計画を再度作成し、補助金の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 次に、浸水対策事業、東大竹の調整池整備工事による効果について伺います。

それから、浸水対策事業で、板戸、鈴川、三ノ宮の板戸川第1排水区実施設計業務を行っており、合流部・護岸かさ上げ設計を行いました。これについての現状と課題、改善内容等について伺います。

○土木部参事【芦川友広】 東大竹の調整池整備工事の効果について御説明させていただきます。今年7月11日の大雨について、各地で浸水被害が発生しました。矢羽根川流域での浸水軽減対策として、浸水対策調整池整備工事を平成30年度から実施し、令和2年3月30日に完成しました。7月11日の大雨については、午後11時から午前0時まで集中的に降り、1時間最大雨量が、午後11時30分において、善波71mm、成瀬中学校62.5mmと集中豪雨が発生しました。調整機能としては、調整池付近でおおむね時間雨量50mm程度に対応できる構造となっております。そのため、今回の大雨については、これを超える大雨となったことから、部分的に浸水が発生した区域がございました。大雨により調整池は満水となり、若干、調整池から流出も発生したことも情報がございました。このことから、調整機能については確保できると思います。ただ、想定外の大雨となったことから、今後もこのような状態が予想されます。今後は浸水地区の状況を調査し、軽減対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、浸水対策、板戸川について御説明させていただきます。鈴川工業団地東側に流れる板戸川第1排水区について、小田急線の上流部分で毎年、浸水が発生しております。これは、小田急線との横断部において河川と小田急線が直角に交差することから、流れを阻害し、上流部の雨水が下流部へスムーズに流れないため浸水となると思われれます。この解消には小田急横断部の整備が必要となり、多額な費用が必要となるため、現時点では整備ができないことから、少しでも浸水軽減を図るために、今回、委託を行い検討を行いました。この浸水軽減対策として、左岸側護岸部分146mで45cm部分のかさ上げを行うことにより、護岸側の越流を軽減すると考えております。また、小田急線上流部の右岸側護岸を1.5m拡幅することにより、小田急線の上流部分において50mm程度の対応が可能となると考えております。この部分について、今後検討を行い、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【田中志摩子議員】 次に、決算書の38ページから40ページ、第1項営業費用、第1目管渠費、第2目ポンプ場費、第3目処理場費、第4目普及指導費、第5目業務費、第6目総係費の委託料が大きな金額を占めておりますが、

この内容を伺います。

それから、普及指導費の水洗化普及促進についての活動内容と補助金126万円について伺います。

○下水道経営課長【石井啓治】 営業費用中の目ごとの主要な委託料の内容と金額を万円単位、消費税込みで説明いたします。第1目管渠費の主なものとして、汚水緊急清掃業務が約820万円、雨水草刈り業務が約610万円、下水道台帳管理システムの保守更新業務が約220万円となります。第2目ポンプ場費は、ポンプ場運転管理業務の約6136万円です。第3目処理場費は、処理場運転管理業務が約3億3840万円で、そのほか下水汚泥の処分があります。第4目普及指導費は、水質規制に係る水質検査業務委託で約171万円です。第5目業務費は、企業庁への下水道使用料の徴収事務委託で約4285万円です。第6目総係費の主なものは、公営企業会計システム改修業務の約746万円と公営企業会計システム運用支援業務の約410万円となります。

続きまして、水洗化普及促進については、下水道普及員による未接続世帯への訪問活動、水洗便所へ改造する方への改造費に係る利子補給、水洗便所へ改造する方への補助金の支給を行っています。下水道普及員による普及活動は、年間で約1700世帯の未接続世帯へ訪問を行い、約170世帯が新たに下水道へ接続しました。補助金については、水洗便所へ改造した方を対象に1万5000円の補助を行っており、合計で82件、126万円となりました。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【長嶋一樹議員】 質問に入る前に訂正させていただきたいんですけれども、使用料単価139.8%、汚水処理原価152.6%との先ほどの発言を139円80銭、152円60銭としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、そもそも論で申し訳ないんですけれども、地方公営企業法が適用されたことによりますメリットとデメリットについてお聞きします。

それと、施設利用率75.2%を担当部としてどのように評価されているかお聞きいたします。

以上です。

○下水道経営課長【石井啓治】 デメリットとメリットについてお答えします。メリットは、財政状況や使用料対象原価が明確になり、経営成績や財政状態を的確に把握できるようになりました。また、繰入金を目的に応じて区別したことにより、消費税の還付を受けることができるようになるなど、消費税上、有利となったことです。デメリットとしては、官公庁会計と異なり、減価償却費など発生主義特有のルールが加わり、予算編成や決算事務が煩雑になったことです。

続きまして、施設利用率の評価についてお答えします。施設利用率は汚水処理施設の1日に処理できる能力に対する1日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断するものです。施設利用率の分母は、晴天時現在処理能力となりますが、分子の晴天時1日平均汚水処理水量については、秦野市からの

流入分を除いて算出しています。実質上、秦野市からの流入を加味すると、余剰を抱えているものではなく、施設保有状態としては適正な規模であると考えています。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】 ありがとうございます。

それでは、下水道使用料についてお聞きしていきますけれども、まず、污水处理費用は下水道使用料のみで賄わなければならないのかどうか。

それと、下水道使用料の増収への取組と、下水道使用料が予算を下回った理由及び改善策についてお聞きします。

○下水道経営課長【石井啓治】 まず、污水处理費用についてお答えします。下水道整備区域の住民のみに受益があることから、私費負担の原則により、污水处理費は下水道使用料をもって賄うことが原則とされています。しかしながら、この原則を貫くと、下水道使用者の使用料負担があまりにも大きくなることから、一般会計からの繰入金を活用し、下水道使用料の単価を抑え、使用者負担を小さくしているところです。なお、一般会計からの繰入れにより、市の財政状況を圧迫していることは確かにあることから、今後、下水道使用料の増収や経費削減により繰入金の縮減を図るよう努めてまいります。

続きまして、下水道使用料の増収への取組、予算を下回ったことについてお答えします。下水道使用料の決算額は12億8356万円で、予算額を3044万円下回りました。これは、東部第二地区の企業立地による多量排水事業者の操業開始が令和元年度中から令和2年度にずれ込んだことによるものです。改善策としては、水洗化戸数を増やすための未普及対策に加え、下水道接続可能世帯にいち早く下水道を接続していただくことです。令和2年6月から水洗便所へ改造した方への補助金を改正し、いち早く水洗化に取り組んでいただいた方にインセンティブを持たせる体系といたしました。

以上です。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、次に、目についた数字について聞いていきます。経常収支比率、これ多分、企業の健全化の一つの指標だと思うんですけども、これが103.8%、これの評価です。

それと、公営企業会計におけるフリーキャッシュフローとは何か。プラス、マイナスの意味と本市の状況についてお聞きします。

○下水道経営課長【石井啓治】 経常収支比率は、特別損益を除き、経常的な収入でどれだけ支出を賄えているかを示すもので、100%以上が好ましいとされ、収入が支出を1億1000万円上回っている状況です。年度により比率の高低はありますが、収入の根幹となる下水道使用料を確保することで、100%以上を確保していきたいと考えております。

続きまして、フリーキャッシュフローとは、業務活動によるキャッシュ・フローと、投資活動によるキャッシュ・フローの和で、下水道事業の営業活動と、建設改良などの投資のバランスを示すものです。フリーキャッシュフローがプラス

になると建設改良などの投資活動が一段落したことを示し、マイナスの場合は投資活動を積極的に行っていることを示します。本市においては、現在、未普及対策を積極的に行っていることもあり、業務活動のプラス以上に投資活動を行っていることから、フリーキャッシュフローが２億円程度マイナスとなっていますが、未普及対策により収益が高まることから、将来的には業務活動によるキャッシュ・フローがさらにプラスになる方向となります。また、全体計画区域の見直しにより、投資内容、期間の明確化を行ったことで、未普及対策終了後のフリーキャッシュフローはプラス方向になる見込みです。

以上です。

○委員長【大山学議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【八島満雄議員】 それでは、令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定につきまして、意見を述べさせていただきます。

まず、このたびの会計方式の移行につきましては、担当課の御苦勞に深く感謝を述べたいと思います。これまでの官公庁会計単式簿記から、公営企業会計方式に移行することは、複式簿記と言われる資産状況の整理、あるいは財務規定、事業の資産状況の正確な把握、経営健全化を弾力的に推進する下水道企業体として実現する兆しを決算帳簿で理解したところであります。

さらには、やはり私は、５０年を経過した下水道施設の老朽化、更新投資の厳しさを経営環境として、経営の基盤の強化及び財政マネジメントに的確に重点事業として取り組んでいる決算であると認識したからであります。それは、貸借対照表の資産、負債、純資産及び期間を設けた収益とその費用の状況を公表されており、このことから、長期的な経営計画の策定等、市民が分かる情報、財政マネジメントの向上や下水道経営の経営基盤の把握、減価償却である固定資産の取得に要した費用、この資産が使用できる期間の費用分配など、どのように施設が老朽化し、維持管理していくかの道筋が分かる更新計画の策定が期待されるものとして捉えたからであります。

具体的には、事業収益が３３億７９４万５３９６円、事業費が３１億６０７０万７３２１円。ですから、純利益としては１億４７２３万８０７５円と計上しています。さらに、貸借対照表から、資産合計が４５３億３４３４万９８１８円。期首から考えると０．１％の減少です。負債としては、合計が４２７億５８１５万８５７２円。これも、０．１％の減少。これは、長期前受金の収益化が主な原因とし、資本合計が２５億７６１９万１２４６円、これは期首よりも１７．６％の３億８６２２万７５円の増なんです。当年度未処分剰余金等の増として計上されています。また、資本的収入としては、２１億５１３１万２１０８円、資本的支出としては、２７億４８８８万９２１３円と不足を計上していますが、その補填に、先ほどの答弁にもありましたように、消費税及び地方消費税資本的収支調整額８３９５万４９７０円と、損益勘定留保資金６億３５１６万４６６６円が充

てられているという回答があり、その上、施設整備や改築更新状況も、管渠の耐震化84.9%、污水管整備延長4km、これは9.16haの増、管渠については、ストックマネジメント計画で更生工事長寿命化済みの31.3%はまだまだですけれども、処理場の沈砂池ポンプ棟の主ポンプと自動除じん機の増設を図り、処理能力の向上も私は進んでいると理解しました。

以上のことから、担当課の公営企業会計の見える化に努力された決算帳簿を拝見し、感謝とともに、今後の経営の悪化の原因となるのではないかと思える、先ほどの不明水29.3%の根絶に対策を講じられることを要望しながら、決算認定の賛成意見といたします。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、「議案第35号、令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について」、私の意見を述べさせていただきます。

本市の下水道会計制度は、下水道施設の老朽化等、厳しさを増す経営環境を踏まえ、持続可能な下水道サービスを提供することを目指し、令和元年度から公共企業会計を適用しました。これまでの会計制度と違い、全てが初めてのことで、職員には御苦労が多かったのではないのでしょうか。大変お疲れさまでした。

公営企業法を適用した今年度の総収益は33億794万5396円、総費用は31億6070万7321円となり、この結果、令和元年度は1億4723万8075円の純利益となり、総収支比率は104.7%となりました。また、経常収支比率は103.8%となり、100%を上回り、黒字となっています。総収支比率は104.7%、経常収支比率は103.8%、一見、数字だけ見ると、何の問題もありません。しかし、営業収支比率は46.4%であり、下水道事業の営業収益の主たる下水道使用料により営業費用が賄われていない状況にあります。使用料単価が汚水処理原価より12.8円下回っており、汚水処理費用を使用料で賄い切れておらず、経費回収率は91.6%となっています。使用料水準を適正化するとともに、維持管理費の一層の削減に努める必要があると考えます。下水道使用料の未収金についても、費用負担の公平性の観点から改正に努めること、下水道整備済み区域内における下水道未接続世帯を解消し、水洗化率を100%に近づけることにより、投資資本の早期回収を行うための下水道の利用促進、普及活動に努めることも要望いたします。

下水道の供用から約50年となります。新たな管渠の建設改良費に加え、施設の老朽化、それに伴う維持管理費用の増大、人口減少や節水型社会への変化等により使用料収入の増加が見込みにくい等の課題はありますが、より一層の効率化を図り、下水道サービスが安定的かつ持続的に提供されることを要望いたします。本議案に対する賛成意見とさせていただきます。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、私からも、令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算について、意見を述べさせていただきます。

本市におきましては、都市機能の向上、生活環境の充実及び河川等の水質保全

のために、昭和46年から公共下水道の整備を進めており、市民の利便性及び快適性の保持に貢献されているところであります。しかしながら、事業開始以来50年が経過した中、下水道施設の老朽化、また、それに伴う維持管理費の増大、さらに、少子高齢化等による人口数の頭打ちや、環境問題を念頭に置いた節水型社会の到来による下水道使用料の伸び悩み、加えて、本来処理すべき対象でない不明水が30%近くあるなど、多くの解決すべき問題が生じているのは明確な事実でございます。そのような状況の中、本市では、会計方式を昨年度から、経営の明確性、安定性を目指して公営企業会計に移行しましたが、決算書を見ていきますと、総収支比率は104.7%と良好であり、経常収支比率は103.8%で黒字となり、さらに、当年度末の資金残高が期首から6876万8674円増加するなど、比較的よい数字も並んでいます。

今後におきましても、公営企業会計システム採用のメリットを生かし、民間企業と同様に、さらなる経営の効率化と刷新を図り、今後も、本市の公共下水道行政が円滑に推進されることを期待しまして、公共下水道事業会計決算の認定に賛成いたします。

○委員【安藤玄一議員】 令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について、私からも賛成の意見を述べさせていただきたいと思います。

今までの議員の意見、また意見書で書かれていた内容、全て理解するところでもございました。今回の地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へと移行する。それに対する準備について、本当に御苦労されたこともお聞きしておりますので、大変ありがとうございました。

本市は、市単独の終末処理場でございます。他市においては流域を利用しているところもある。市民からしてみれば、流域だろうが、市単独であろうが関係ないんです。正直言って、我々が支払う、市民が支払う下水道使用料が安くなるのが一番の目的だと思います。それに対して、市では流入汚泥があって、それを曝気したものを沈殿し、上水は川に流す。曝気の汚泥は元に戻して、また曝気し直し、最終的に脱水ケーキのほとんどがその菌の死骸であるということは分かるんですけども、それにお金がかかり過ぎているという点に対しては、昔ながらの市議会議員から、これはどうだったのかなということを聞いております。そういった意味からも、今後においても、今回、営業収支比率は46.4%とここに書いてあるんですけども、実質的には94.9%で、問題ないということは、非常に私、今回の決算の認定に対して大きな部分であったのかなと思います。

また、さらに令和2年度については1億4000万円の黒字であるとしながらも、実は6000万円程度の赤字になるということが、今回、私の質問からもお聞きした部分でありますので、今後とも効率的な事業運営に努めるとともに、下水道事業が抱える課題を着実に解決して、経営の健全化を図られるよう要望し、賛成とさせていただきます。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の公共下水道は、県の相模川流域下水道処理区域、東部地域のほかは、市単独の終末処理場で汚水を処理しております。本市の下水道事業は昭和46年から事業が着手され、約50年が経過し、施設の老朽化、それに伴い維持管理費が増大する一方、少子高齢化による人口減少や景気の低迷により、収入面において下水道使用料が増加する見込みは厳しい状況となっております。

そこで、さらなる公共下水道事業経営の健全化を図ることが求められ、経営の明確性と安定性を確保するために、令和元年度から地方公営企業法の財務規定を適用した公営企業会計へ移行いたしました。令和元年度の主な取組といたしましては、下水道使用料の減免制度の見直しによる収益の向上に努め、また、着実に地震対策も進めていただき、ストックマネジメント計画による老朽化した管渠の長寿命化対策も、令和元年度より進められてきました。また、処理場の沈砂池ポンプ場設備の増設により処理能力の向上、ポンプ場の設備機器改築更新による長寿命化等の整備を行っていただきました。そして、経常収益は32億6743万3000円、経常費用31億4893万3000円、そして、経常利益が1億1850万円となり、経常収支比率が103.8%の黒字となっております。財政状況の厳しい中、職員による経費削減の御努力、御尽力は評価いたします。しかし、営業収支比率は46.4%と、下水道使用料により営業費用が賄えていない状況にあることは否めません。

今後は、さらに下水道使用料の未収金回収や不明水の対策、下水道未接続世帯への水洗化率の向上等により、下水道の利用促進、さらなる普及活動に取り組んでいただき、一般財源からの繰出しを少しでも削減できるような対策を強化するよう要望させていただき、賛成といたします。

以上です。

○委員長【大山学議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。「議案第35号、令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について」、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【大山学議員】 挙手全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

以上で、議案第35号の審査は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時50分 再開

議 題 陳情第6号 種苗法の改正についての意見書の国への提出及び種苗法改正についての農家、市民への情報提供についての陳情

結 果 不採択

○委員長【大山学議員】 再開いたします。

次に、「陳情第6号、種苗法の改正についての意見書の国への提出及び種苗法改正についての農家、市民への情報提供についての陳情」を議題といたします。本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【長嶋一樹議員】 それでは、陳情第6号について、意見を申し上げます。

我が国では、先人のたゆまぬ努力により、環境や消費者の嗜好に合った農産物の新品種の開発がなされ、生産性の向上や付加価値が増加したことに伴い、農業者も消費者も利益を受けてきたのは、紛れもない事実であります。この状況を法律の面から支えてきた種苗法は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等の2つの側面から、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することを目的とする法律となっています。すなわち、種苗の育成権者の権利保護と安定した種苗供給の確保等により、農林水産業の発展と安定化を図るものとなっています。

今回の種苗法の改正の背景には、我が国の農業を支える優良な品種、例えばブドウ品種のシャインマスカットあるいはイチゴ品種の紅ほっぺなどが中国等で栽培、販売されるなどの事例のとおり、優良品種が海外に流出したことにより、他国で生産され、第三国に輸出されるなどして、我が国からの輸出に影響が及ぶなど、農林水産業の発展に多大な影響が出ていることがあります。

そのような状況の中、今回の種苗法改正案では、我が国の優良品種の海外流出防止のための措置として、品種登録の際に輸出可能な国や地域を指定し、そして、指定した国や地域以外へ持ち出すことが育成者権の侵害となり、刑事罰や損害賠償の請求が可能になることが明記されています。さらに、農業者が登録品種の自家増殖をする場合は育成権者の許諾が必要になっています。また、この改正案については、農業者、消費者及び研究者等から、現行制度では、登録品種でも、例外を除いて育成権者の許諾なしに種や苗を活用できるが、農業者が収穫物の一部を次の作付用に種苗として使用する自家増殖では、育成権者の許諾が必要となってくることに懸念が表明されています。さらに、国等から、農業者や消費者に対し適切な情報がないこと、また、国民的な議論が十分でないとの指摘があることも承知しているところであります。

しかしながら、改正法案が提出された、さきの国会では、新型コロナウイルス

感染症関連の優先して審議しなければならない法案等があり、十分な審議時間が確保されなかったため、継続審議となっています。よって、秋に想定される臨時会に改正法案が再度提出され審議が行われると思われることから、その間の状況を見守る必要があるため、本陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【安藤玄一議員】 それでは、「陳情第6号、種苗法の改正についての意見書の国への提出及び種苗法改正についての農家、市民への情報提供についての陳情」に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この種苗法改正法案は、近年、海外にイチゴや高級ブドウ、シャインマスカットといった農作物の種苗が流出している現状を踏まえ、新品種の権利保護を目的としたものであります。新品種の開発者が、栽培地を国内や特定の都道府県に限定し、違反行為については裁判所に差止め請求できるようにするもので、また、農家が収穫物から種子を採取して次期作に使用する自家増殖も制限し、許諾制を採用するものであります。これは、誰が自家増殖しているかを把握し、第三者に渡るリスクを減らすことを狙ったものであります。

国内の新品種が海外に流出することを防止するという、この改正案の趣旨は、誰もが賛同し、必要だと思っております。私もそう思います。しかし、この改正案で海外流出を防ぐことができるのかは甚だ疑問だとする意見と、農家の自家増殖が制限されることにより、日本の農業が衰退する可能性が高いことを懸念する専門家の意見が多数上がっているのが現状です。錯綜しております。さらに、何より特筆すべきは、農林水産省自身が、種苗などの国外への持出しを物理的に防止することは困難としており、海外への流出防止にしなければならないことは、海外においてそもそも品種登録を行うことが唯一の対策と農水省が述べている点であります。そもそもシャインマスカット等が海外に流出した最大の原因は、農水省が海外での登録を怠った点だと指摘されており、改正しても流出阻止に大した効果はないとの意見が多数あります。

さらに、今回の種苗法改正で問題視されているポイントは、種苗の知的財産権がかなり強化される一方で、農家の自家増殖の権利がかなり制限される点だと考えます。また、何が正しくて何が正しくないのか、意見が交錯し過ぎていて、実際に農家の皆さんが改正案について知っているかも甚だ疑問であり、さらに、例えば伊勢原の農家で、米の登録品種である、はるみを作っている方々が、今後は毎年、許諾料を支払わなければ自家増殖できなくなる。伊勢原にとってマイナスの点が多過ぎます。私は疑問を感じます。これまでの農家の権利を剥奪される改正案であると思うからです。

平成30年10月に、我々伊勢原市議会では主要農作物種子法廃止に伴う種子保全を求める意見書を提出いたしました。この意見書は、種子法の廃止に伴い、種子の価格高騰、多様性の消滅、特定事業者による種子支配、農業支配などの危険を危惧したため出された意見書であり、今回の種苗法改正についても、まさしく種苗支配、農業支配などの危険を危惧するものであります。また、今回の陳情

は、種苗法の改正を反対するものではなく、農家への情報提供や不利益の危険性、企業が農家に比べて一方的に有利にならないようにしてほしいとの要望であり、賛成すべき内容と考え、本陳情に賛成いたします。

○委員【八島満雄議員】 「陳情第6号、種苗法の改正についての意見書の国への提出及び種苗法改正についての農家、市民への情報提供についての陳情」について、意見を述べさせていただきます。

陳情者は、今回の一部改正について6月国会での承認に反対している理由に、時期尚早でもあり、その議論が、農家や市民への情報不足を挙げておられます。しかし国会では、この議論と可決については時間をかけ継続審議とし、施行日を令和3年4月まで延ばしている。また、農家の理解のため自家増殖見直しを令和4年4月までとしています。

また、陳情者は、農家の登録品種の自家採種、自家増殖、栄養増殖の育成権者の許諾制に触れ、全面禁止となることを問題にしています。しかし、登録品種とは、都道府県に届けられた品種のみの扱いで、費用と研究開発の品種のみと政府は説明しています。それ以外の品種は自由に自家増殖が可能としている。このことは、廃止された種子法とは違い、野菜、果樹まで及び、一般品種野菜は91%の状況にあり、農家での使用は自由となっています。

また、育成権者の許諾料については、仮に農家が10a当たりの耕作面積で米を作付けする場合、種苗代は1600円、その中に許諾料2,56円が含まれています。ブドウは1本当たり4000円、許諾料60円が含まれています。病気に負けない、気候に強い生産量を増やす品種への許諾料としては、20年から30年の研究開発を要していることから、人件費、期間、開発費等を入れても当然の請求と考えております。

確かに、陳情者の言う種苗法の範囲は、種子法の米、大豆、麦から規制拡大し、米、大豆、麦、野菜、果樹など全ての植物に及ぶことから、慎重さは必要と考えています。今回の改正につきまして、品種開発は種苗会社のみならず、都道府県の公設試験場、農業研究機構、個人にも及ぶものであり、優良品種の流出の抑止、産地づくり等を推進する都道府県や、高付加価値の農作物を出荷する産地農業者への大きなメリットとなる規制が入ることから、賛成の意見を持っています。ただ、陳情者が求めている農家、市民一人一人までに今回の情報を周知し、理解を浸透させてからの法改正は困難であると考えています。

市民、農家からも、待ちの姿勢ではなく、明るい未来をつくるというスタンスで積極的に行政へ参加し、今後も意見具申をする姿勢を期待し、以上の観点から、今回の種苗法一部改正に対する陳情内容に対しては反対といたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第6号について、私の意見を述べさせていただきます。

まず、第一に認識しなければならないのが、種苗法改正案は、日本の農家と農業を守るためにつくったものだということです。産地振興のために育種に熱心な地方公共団体と個人育種家の権利保護が主目的であります。登録品種の海

外や産地外への流出を防止し、育成者の権利を高め、より優れた品種の開発を促そうとしているものであります。新品種を開発するには、膨大な時間と労力、そして費用を要します。ところが、種苗というのは、やろうと思えば誰でも簡単に自家増殖できるものが少なくありません。農業において、育成者の権利、つまり育成者権の侵害は簡単に起こり得るのであります。そこで、これまで種苗法は改正を重ねるごとに育成者権の保護を強化してきました。法改正で自家増殖が禁止され、農業者の負担が増える、自家増殖の許諾の手続が農業者の深刻な負担になる、強制的に特定の登録品種の利用を強要される、これらは全て誤解であります。

種苗法改悪に反対、種苗法改正案に抗議といった反対運動が起きていると聞きます。消費者からの批判には、改正案を踏まえぬ感情的なものが多く、マスコミの報道も事実を曲解したものが少なくありません。育成者の権利を守るという視点も往々に欠落していると考えます。日本で開発された優良品種が海外に流出している事例がたくさんあります。改めて申し上げますが、種苗法改正は、優良な品種を保護し、新品種を開発を促進する制度であります。適切に管理された品種への更新は、農業者の所得向上につながります。これからの日本の農業、生産者、そして消費者を守るためにも、種苗法改正は必要なのではないでしょうか。

陳情者の趣旨や陳情内容等、理解する部分も若干ありますが、種苗法改正について誤解なさっている部分も多々あると考えます。法律の施行までは時間も残されていることから、国の行方を見守りつつ、本陳情に対しては反対といたします。以上です。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、陳情第6号について、私の意見を述べさせていただきます。

種苗法改正の背景には、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され、第三国に輸出されるなど、我が国からの輸出をはじめ、農林水産業の発展に支障が生じる事態となっていること、さらに、育成者権の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化しており、登録品種を育成者権者の意思に応じて、海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利にするために、品種登録制度を見直すこととしています。

法律案の概要は、育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置として、育成者権が及ばない範囲の特例を創設し、登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗を育成者の意図しない国へ輸出する行為や、意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるような特例を設けています。自家増殖の見直しでは、育成者権者の効力が及ぶ範囲の例外規定である農業者が、登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。また、質の高い品種登録審査を実施するための措置として、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き上げるなどの措置が設けられます。また、育成者権を活用しやすくするための措置として、品種登録簿に記載された特

性と被疑侵害品種の特性を比較することで、両者の特性が同一であることを推定する制度を設けるなど、侵害立証を行いやすくして、育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否か、農林水産大臣が判定する制度を設けるなどとしております。

以上のような内容から、この法改正は、優良品種の海外流出を防ぐため、育成者権者の育成者権を及ぼしやすくすることから、見直しすることは必要と考えています。また、この改正に当たっては、優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会が、平成31年3月より、令和元年11月までに6回も行われており、令和3年4月の施行期日までの2年間において、さらに詳細を審議し決定することとしています。

陳情の趣旨は、1点目に、種苗法について市内の農家、市民に適切な情報提供を行うこと、2点目に、種苗法改正には、農家や市民を加えて議論し、改正による不利益を検討した上で、情報を国民に提供すること、また、農業企業が有利にならず、農家、市民への不利益がないよう行うことなどを求めておられます。その点については理解できるところでございますが、この法改正の趣旨、内容は、農林水産省のホームページでも詳細に公表されており、国民に不利益となる法改正ではないと考えており、今後も、施行期日までの審議による国の動向を注視してまいりたいと考えます。

よって、陳情第6号は不採択といたします。

○委員長【大山学議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【大山学議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【大山学議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時9分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和2年8月26日

産業建設常任委員会  
委員長 大 山 学